

国土交通副大臣 奥田 建 様

津幡町・市民グループ「風」

要 望 書

現在、津幡町に造成中の場外舟券売り場「(仮称) ボートピア津幡」の設置に関して以下の理由により安易に設置申請を許認可しないように要望いたします

【理由1】

ボートピア設置に関しては、地元同意、議会の議決、首長の容認の3要件が必要であると法律で定められているが、「(仮称) ボートピア津幡」は、実質的同意が取られていない。

- ① 建設予定地区である津幡町舟橋区によると、「(仮称) ボートピア津幡」の「地元同意」は、第一回目は出席者が少なく流会、2005年5月21日に開催された第二回舟橋地区総会（資料No.1）において、全世帯数125のうち、参加41（賛成36、反対5）、不参加19、委任状65で決定したとのことです。しかし、その後の調査で、総会ではなく説明会であり、しかも業者（㈱グットワン、WF企画）、推進議員（山崎太市津幡町議会議員）の同席の中、反対表明がしにくい挙手という形で賛否をとったことが明らかになりました。また、委任状のとり方にも問題があります。詳しい説明がないままに、ボートピアがどのようなものか分からないまま委任状を書いた人も多く、反対でも名前を書いてと言われて書いた人も複数います。これは実質的同意を得たものとは言えません。
- ② 2008年2月5日付け国交省海事局総務課調査資料（資料No.2）では対象世帯数125のうち参加41、及び委任状68で、採択の結果、賛成103（内訳：参加者35、委任状68）、反対5、無効17をもって承認されたとなっておりますが、重要な数字が一致していません。尚、示された委任状（資料No.2）を舟橋区の住民の方々に見てもらったところ、はっきり記憶にないが、当時の委任状とは違うものではないかとのことです。当時、舟橋区長に確認のため、委任状の開示を再度求めましたが強固に拒否、また、津幡町と議会にも精査を求めましたが、地元舟橋区が決めたのだから関知するところではないと未だに真実は明らかになっていません。この地元同意の取り方には大きな疑問が残ったままです。
- ③ 2007年3月に開かれた国土交通委員会議録第7号の議事録には、穀田議員の質問に対して冬柴国務大臣、富士原政府参考人は「ボートピア設置に係わる手続きと住民同意について」において、「実質的な同意を得るためには、当然、大切な情報が広く住民の方々に周知されていないといけないわけでございますし、また、その地元住民の同意というのが、多くの方々の意向を反映していると言えるようなものでなければならぬと思います」「地元の民意を反映するという意味で、どういうプロセスでその合意がなされたのかということは非常に大事な点」と答弁され、地元同意の有り方が確認されています。この答弁から考えても舟橋地区の同意の取り方は強引であり、「住民の賛意」は正常な手続きによるものとは言えず、地元の民意を反映しているとも言えません。

- ④ 2008年、地元住民から2005年4月24日の役員班長会の資料（資料No.3）が新たに提供されました。固定資産税、法人住民税、環境整備費の合計で年間1億円以上津幡町に入るとか、地元舟橋区を中心に、本採用として100名程度の雇用が発生し、安定した職場が提供される、といった到底実現しそうな誇大広告ともいえる、甘い条件が提示されています。又、資料には「津幡町議会で視察に青森・三戸（ポートピアなんぶ）へ行かれた」とあり、既に津幡町議会も諸手を挙げて賛成している企業誘致であるという印象を住民に与え、役員も出席者も反対できない状況であったことが明らかとなっています。このように、地元住民が正しい情報を知らされずに、業者、議員、地権者の主導で強引に決められたものであり、実質的同意を得たものではありません。

【理由2】

ポートピア設置に反対する津幡町民の署名14,561筆（有権者の過半数）を無視して「（仮称）ポートピア津幡」を設置することは、民意を無視することであり到底納得できない。

- ① 2007年3月、私たちは町内有権者の14,561筆（有権者の52%）と町外5,884筆の署名を添えて、津幡町議会にポートピア白紙撤回を求める請願書を提出しましたが不採択となりました。過半数の津幡町民が反対しているにもかかわらず、その民意は踏みにじられました。その後何度も請願書を提出しましたがすべて不採択となり、過半数の署名は葬られたままです。
- ② 建設予定地の住所は舟橋地区ですが、地形、生活圏から見ると、加茂、緑が丘地区、そして庄、能瀬地区の一部の方が建設予定地に近く、当然これらの地区も地元と言えます。しかし、これらの地区での同意は一切取られていません。同意どころか、住民はこれまでに何度も地元説明会の開催を求める請願書を提出してきましたが、全て拒否され続け、説明を受ける機会は今日に至るまで一度もないままです。このように「（仮称）ポートピア津幡」の推進は、地元住民の民意を反映していません。

【理由3】

ポートピア推進本部が定めている設置活動期間2年間で遥かに過ぎており無効である。

- ① ポートピア推進本部から出されている『ポートピア設置活動要領』（資料No.4）には、ポートピア設置の推進業務を行う事業者はポートピア推進本部に候補地を示し、確認書を提出し、事業者ヒヤリングを経て決定されると明記されています。2007年5月ポートピア推進本部に「（仮称）ポートピア津幡」について問い合わせをしたところ、WF企画、(株)グットワン（現在社名変更グッドワン(株)）からの申し入れもなく、推進本部が決定した事業者ではないとの回答でした。推進会社WF企画、設置会社グッドワン(株)は、ポートピア推進本部から事業者として認められないまま、地元同意、議会議決、首長賛成を図ったことは明白な事実であり、無効です。
- ② 設置活動期間は原則として2年間とすると明記されています。2008年4月30日、施行自治体であるみどり市と津幡町は「（仮称）ポートピア津幡」設置に関する協定書を締結致しました。その後、約2年を過ぎても建設に向けた動きはみられませんでした。当時の津幡町長が容認した2006年10月23日からすでに5年以上経過しており、ポートピア設置活動要領からみても無効であることは明らかです。

最後に

競艇やボートピアの舟券は刑法第 187 条で禁止されている富くじであり、賭博行為にあたります。それをモーターボート競走法の中で施行者である地方公共団体が発売し、公営ギャンブルという位置づけで許可されています。2007 年 3 月のモーターボート競争法改正で民間委託可能にはなりましたが、責任までも委託するものではありません。国土交通委員会議録第 7 号の議事録には、穀田議員の質問に対して冬柴国务大臣、富士原政府参考人は、自治体の責任、公正さの保障についても答弁されています。ところが、「(仮称) ボートピア津幡」の施行自治体みどり市は、責任までも全て業者グッドワン㈱に委託しています。このような業者まかせの「(仮称) ボートピア津幡」は公営ギャンブルと言えるでしょうか。

現在、業者側は建設予定地の造成工事を進めています。設置申請に必要な警察との協定について、未だ地元津幡署に申し入れもせず、国交省に申請もしていません。このような進め方の公営ギャンブル「(仮称) ボートピア津幡」に対し、大きな多くの疑問と不安を感じているのは私たちだけではありません。

全国にボートピア設置を図るブローカー的業者が暗躍し、各地で数々の不幸な問題を引き起こしている実態を聞くにつけ、私たち町民は大きな不安を禁じえません。今後ボートピア設置が津幡町だけでなく石川県にもどのような影響を及ぼすことになるのかをきちんと調査していただき、業者からの設置申請に対し、安易に許認可しないようお願い致します。

資料

- No. 1 舟橋区の回覧
- No. 2 地元同意の確認書 (海事局総務課の調査資料)
- No. 3 役員班長会の資料 (2005. 4. 24 舟橋役員班長会案内と WF 企画の誘致に関する資料)
- No. 4 『ボートピア設置活動要領』
- No. 5 ボートピアに関するこれまでの経緯 (ホームページ「津幡町・市民グループ風」を検索)
- No. 6 ボートピア津幡はいらない、それでもボートピアに反対するわけ (No. 1 ~No. 4)
- No. 7 場外舟券売り場ニュース (No. 1 ~No.3)
- No. 8 風つうしん (No. 1 ~No.15 及び号外)
- No. 9 週刊金曜日 (2007. 6. 15 28p~30p) (2008. 3. 28 54p~55p)
- No.10 週刊文春 (2011. 11. 10 p47~ p 48) 「ボートピア京都やわた」の記事

津幡町・市民グループ「風」 世話人